

2008年1月17日
ユーシーカード株式会社

UCカード、「国民年金保険料」の クレジットカード取扱いを開始

ユーシーカード株式会社(以下、UCカード 本社:東京都港区 代表取締役社長:井上誠一郎)は、社会保険庁(所在地:東京都千代田区 長官:坂野泰治)と国民年金保険料(以下、保険料)のクレジットカード取扱いに関して合意いたしました。

社会保険庁では国民への納付チャネルの拡大を目的として、クレジットカードでの納付導入を検討しておりましたが、2007年7月、保険料のクレジットカード決済が可能となる国民年金法の改正に伴い、施行日である2008年2月1日より、お申込み受付を開始し、同年3月分の保険料よりお取扱いを開始いたします。

現在、税金など各種公金分野でのお支払いは、金融機関による口座振替や、市町村等窓口での現金決済、コンビニエンス・ストアでの取扱いが多いのが現状です。

昨今、電気・ガス・NHKなど公共料金のお支払いや医療費のお支払いなど日常生活に密着した分野でのクレジットカード決済が拡大しており、保険料についてもクレジットカード決済を要望する声が高まっておりました。

本サービスの開始により、お客様は、事前に社会保険事務所へ申込用紙をご提出いただき、以後、定期的に、UCカードをはじめとするMasterCard、VISAの国際ブランドが付いた全てのクレジットカードで保険料をお支払いいただくことが可能となります。

また、携帯電話通話料、インターネット接続料、その他ショッピングのご利用料金等のご請求と同じ明細書でのご確認が可能となるため、毎月の支出を一元管理でき、家計管理が容易になります。また、通常のクレジットカード利用と同様に、ポイントプログラムのポイントがたまるメリットもあります。

UCカードは、これまでも全国の公共事業者と順次提携し、電気・ガスをはじめとする各種公共料金のクレジットカード決済サービスを拡大したり、「公金クレジット決済協議会」に副会長会社として参画するなど、公金分野におけるクレジットカード決済の導入実現に向け、積極的に取り組んでまいりましたが、今後も、さらなる利用分野の拡大、お客様の利便性向上に努めてまいります。

【国民年金保険料におけるクレジットカード取扱い開始の概要】

申込受付開始日	2008年2月1日
クレジットカード決済開始	2008年3月分保険料より
お支払い方法	<p>毎月払い 毎月の保険料を当月末締めでお支払い（割引額なし） 1年分支払い（前納） 4月から翌年3月分までの保険料を毎年4月末締めでお支払い （割引額は現金で1年分を前納いただく場合と同様） 半年分支払い（前納） 4月から9月分までの保険料を毎年4月末締めで、10月から 翌年3月分までの保険料を10月末締めでお支払い （割引額は現金で半年分を前納いただく場合と同様）</p>
対象保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定額保険料 ・ 付加保険料込みの定額保険料 <p>保険料の一部を免除されている場合はご利用いただけません</p>
支払い回数	1回払いのみ
申込方法	<p>申込用紙「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申込書」 に必要事項を記入のうえ、お近くの社会保険事務所へ提出</p> <p>【申込書入手方法】 最寄の社会保険事務所のご案内 http://www.sia.go.jp/sodan/madoguchi/shaho/index.htm</p> <p>社会保険庁ホームページからも申請書のダウンロードが可能です http://www.sia.go.jp/</p>

以上